

# 議 案 質 疑

## 第71号議案 平成23年度一般会計補正予算 (第2号)

歳出 土木費 住宅リフォーム緊急助成事業  
2億1819万円

### 事業実施による経済波及効果は？

(質疑)

①事業の目的は ②事業の概要は ③他の制度との併用ができるのか ④市においての経済波及効果は ⑤3世代同居住宅の増築が外された理由は ⑥リフォーム工事の具体的な工事費を把握しているのか ⑦工事を行う施工業者は市税などの税金の完納を要件としているか ⑧3年間の予算の配分と年度末の繰越は。

(答弁)

①住宅の性能向上及び林業の振興、緑化推進を目的としている ②(表1のとおり) ③基本的に可能。なかには併用できないものもあるので詳細についてはサポート機関で相談を ④直接的には経済波及効果はあると思うが、それがさらにどのように波及していくのかは試算していない。県では経済波及効果は工事費の1.74倍と試算されている ⑤県制度の基本助成の中で手当てされており、今回の市の助成対象には当たらないとの判断から ⑥1件当たり約150万円と試算 ⑦施工業者に対して制限を設けていない ⑧23年度1億7600万円、24年度2億5400万円、25年度7億8000万円、年度末の繰越は、今後県と協議し工夫していきたい。

△表1▽

区分	主 内 容
対象住宅	自らが居住し、かつ所有する住宅(延べ床面積50㎡以上)
対象工事	50万円以上の住宅リフォーム工事(修繕・補修・補強・増築など)
助成額	①基本助成額(工事費の15%・限度額20万円) ②加算助成額(項目ごとに定めた額の合計・限度額20万円) ③佐賀市上乗せ助成額(項目ごとに定めた額の合計・限度額10万円) ※①+②+③で最高50万円を助成。ただし、工業者が①及び②は県内、③は市内であることが条件。
募集方法	市報・ホームページ等で案内し、専門窓口で先着順に受付。
手続き等	①工事見積↓②申請書の事前審査(県指定の機関)↓③市に申請書を提出↓④市で審査↓⑤助成の決定↓⑥工事の実施↓⑦工事確認の依頼(県指定の機関)↓⑧市へ実績報告書を提出↓⑨市で審査↓⑩助成



## 第71号議案 平成23年度一般会計補正予算 (第2号)

歳出 民生費 私立保育園整備助成経費  
1億6170万円

### 待機児童の解消につながる事業か？

(質疑)

①待機児童の今後の推移をどのように判断しているか ②待機児童の地域的なばらつきをどう考えているか ③1施設に50名という大幅な増員を認めている理由は ④周辺施設との協議は ⑤今回の対象施設は幼保連携型の園舎と聞いているが、保育園部分に限られた補助か ⑥補助金額の算定基準は。

(答弁)

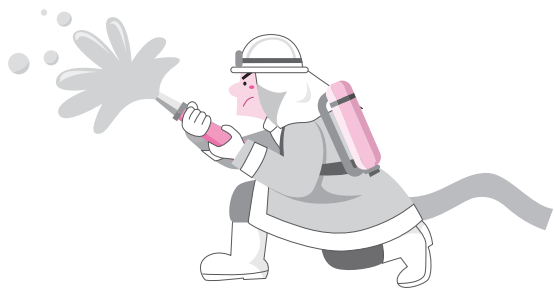
①未就学児童の総数は毎年減少しているが、保育所への入所希望者は年々増加しており、待機児童もここ数年は続く可能性が高い ②特に多いのは鍋島、兵庫、高木瀬地区などだが、保育園は、地元(近隣)の児童ばかりではなく、保護者の勤務地の都合などにより広域の範囲から希望される実態がある ③今年度の入園申込者は5月時点で昨年度比89名の増であり、待機児童も5月から発生するような状況で、今回の対象施設からは50名定員増の申し出があった。待機児童への対応は、ある程度広範囲で考えていく必要がある、定員増が多ければ待機児童の解消に大きく寄与すると判断した ④保育園は広い範囲から入所されることもあり、周辺施設との調整までは必要はないというふうに判断をしたため、協議は行っていない。また、保育園の定員増に際しての周辺施設との協議は、法的な要件にはされていない ⑤認可保育園部分への補助である ⑥国の補助基準にしたがって算定している。

第85号議案 財産の取得について

購入する消防団員用防火衣はどのように配布されるのか？

(質疑) 消防団員用防火衣一式を購入する議案であるが  
 ①購入する物品の内容及び数量は ②指名競争入札の応募者数は ③落札率は ④入札指名者19者のうち棄権が3者、辞退が10者あるがその要因は ⑤落札率が高いと思つがその要因は ⑥購入した物品は消防団員に対し、いつ、どのように配布されるか。

(答弁) ①防火衣、ヘルメット等を1セットとして、全部で1200セット ②6者 ③99.6%  
 ④市内に本店を置く消防器具の登録業者全体に呼びかけを行ったが、その中には専門分野が違ふところも含まれていたこと等 ⑤メーカーが限られるため、競争原理が働かないこと等 ⑥今年度内に配布する予定。内訳は車両1台につき5着の1030着の予定。また、副分団長以上の幹部に121着、予備が49着、合計で1200着を配布する予定。



第87号議案 平成23年度一般会計補正予算

第88号議案 (第3号) 訴訟上の和解について

歳出 総務費 賠償金 8億5000万円

原告佐賀ガス(株)による損害賠償等請求事件の経緯は？

(質疑) ①和解に至るまでの経緯は ②和解金の内訳は ③ガス事業譲渡契約の瑕疵担保責任期間1年を過ぎており時効とならないか ④工事請負業者の責任を問えないか ⑤和解に同意した理由は ⑥民間譲渡を急いだことが原因ではないか ⑦市の責任をどう考えるか。

(答弁) ①(表1のとおり) ②(表2のとおり) ③国の通達に基づき昭和45年以降の埋設管を裏波溶接とすることを前提とした譲渡契約であるにもかかわらず、非裏波溶接された埋設管が広範囲に及んでおり、これによる損害が甚大であるとの理由から、時効とする主張は裁判所に退けられた ④当時の関係書類が残っておらず、業者にどのような指示をしていたか明確でない。また、すでに施工後30年以上が経過しており、時効により責任を問うことはできない ⑤裁判所による埋設管鑑定が実施された10カ所すべてが、佐賀ガス(株)の主張どおり非裏波溶接であったことを大きな理由に市の主張が通りづらいと判断した ⑥埋設管の検査には相当の費用と時間を要するため、当時のガス局の資料から推測し譲渡した。検査を行ってればこういう状況にならなかった可能性もある ⑦譲渡する時点で、双方での確認が不足していたとの思いもあり、裁判所の和解案に従うものだが、市民には大変な不信感を与えてしまい申し訳なく思っている。

△表1▽

時期	事	項
平成15年4月	ガス事業を佐賀ガス(株)に譲渡 (譲渡価格 約34億8784万円)	
平成16年3月	佐賀ガス(株)から隠れた瑕疵による損害賠償請求書を受理	
11月	変成触媒の費用負担だけを認める回答を提出	
平成17年1月	佐賀ガス(株)から上記回答に対する反論文書を受理	
2月	譲渡資産の更正、内管漏洩の協議を追加して認める回答を提出	
11月	損害賠償の金額を裁判にゆだねる旨を通知	
平成18年9月	佐賀ガス(株)が損害賠償請求訴訟を佐賀地方裁判所に提起 (請求額 約13億1807万円)	
平成21年2月	佐賀ガス(株)が訴え変更申立書を佐賀地方裁判所に提出(変更請求額 約13億3320万円)	
平成22年7月	埋設管の鑑定申出書を佐賀地方裁判所に提出	
8月	埋設管の鑑定実施 (佐賀ガス(株)の主張どおりの結果)	
平成23年1月	佐賀地方裁判所から和解勧告案 (和解金額 9億円)	
9月	右記が不調に終わり再度和解勧告案 (和解金額 8億5000万円) 9月26日付けで双方合意し市議会に和解議案を提出	

△表2▽

項目	金額
①アスファルトジュート巻鋼管代金	6億1517万円
②架空の資産計上による譲渡価格の上乗せ	7222万円
③変成触媒費用等	1064万円
④その他の事情等(遅延損害金ほか)	1億5197万円
和解金額 合計	8億5000万円